

●contents

令和6年度 決算の概要(公立学校共済組合高知支部)	2 3
令和6年度 決算の概要(高知県教職員互助会)	4 5
組合員番号に関する注意事項/被扶養者の資格確認を行います!	6
傷病手当金について	7
知っておきたい標準報酬制	8 9
医療機関等で保険診療を受けるとき/マイナ保険証等を持たずに医療機関等を受診したとき	10
柔道整復師の施術内容に関する照会にご協力ください	11
治療のため、医師の指示により装具を購入したとき	
障害厚生年金について	12
「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付します	13
よくあるQ&A(年金)	14
熱中症に注意!	15
40歳以上75歳未満の被扶養者の方へ特定健康診査受診券を送付しました	16
特定保健指導のご案内	17
これから利用できる保健事業のご案内~芸術鑑賞~	18
貸付事業のご案内/健康相談事業	19
Hello! Doctor	20 21
令和7年度教職員互助会の給付事業について/ご請求はお済みですか?	22 23
高知県教職員互助会加入のご案内/互助会の会員資格等の取り扱いについて	24 25
退職互助部制度のご案内	26 27
定年年齢の引き上げに伴う退職互助部制度の変更について	
ペンリレー/ここにサプリを41	28
令和7年度ライフプランセミナーのご案内/ベネフィット・ステーションを活用しましょう!	29
高知会館便り/夏の宴	30 31
各月の送金日・締切日/各係の主な事業と問い合わせ先	32

福利

FUKURI KOCHI

高知

Vol.140
令和7年7月25日発行

『夏の伊与野川』

編集発行/公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員 互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

公立学校共済高知支部

検索

ご家庭のみなさんでご覧ください

<https://kokyogo.jp/>

(一財)高知県教職員互助会

検索



令和6年度 決算の概要

令和6年度公立学校共済組合高知支部の決算が、5月29日に開催された支部運営審議会において承認されました。以下、その概要をお知らせします。

組合員数・被扶養者数

令和6年度末の組合員数は9,281人で、前年度に比べて69人減少しました。

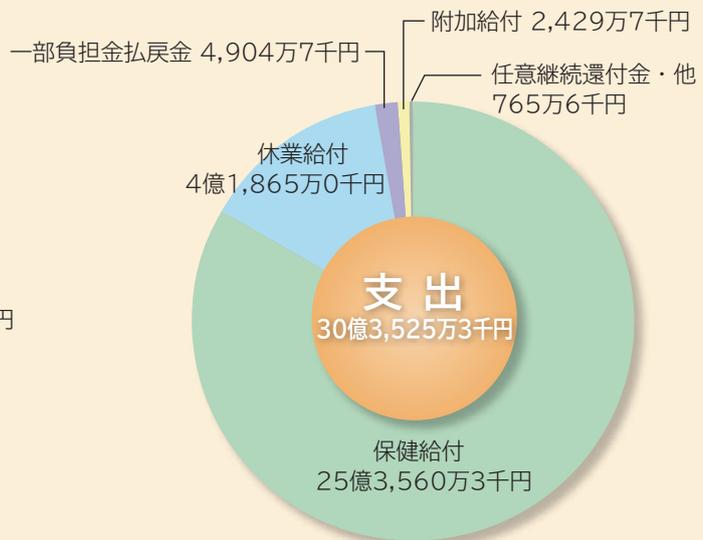
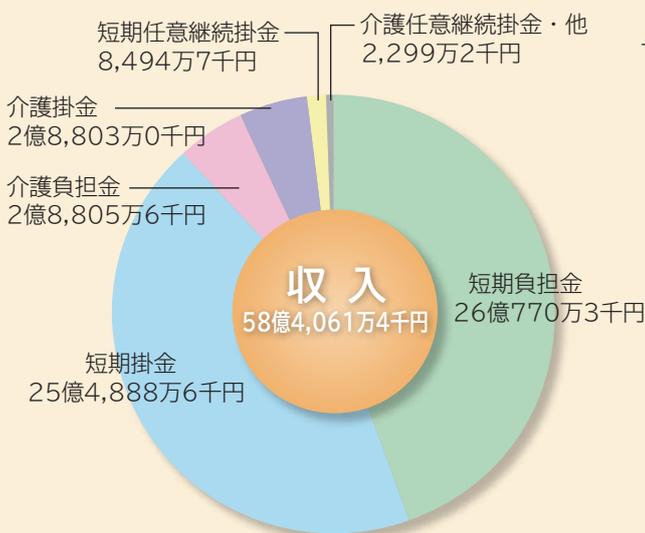
被扶養者数は5,526人で、前年度に比べて193人減少となりました。

区 分	組合員数(人)			被扶養者数(人)
	男	女	計	
一般組合員	3,370	4,135	7,505	
短期組合員	563	984	1,547	
船員一般組合員	16	0	16	
船員短期組合員	1	0	1	
任意継続組合員	85	127	212	
合 計	4,035	5,246	9,281	5,526

短期給付事業

組合員及び被扶養者の傷病・出産等に対する法定給付（医療費・出産費・休業給付など）と、共済組合が独自に行う附加給付等（一部負担金払戻金など）を行う事業です。

給付するための費用は、組合員の皆様からの掛金と、地方公共団体等からの負担金により賄われています。



(注) 収支差額 (約28億536万1千円) については、共済本部へ回送し、後期高齢者支援金などの拠出金に充当されます。

保健事業

組合員及び被扶養者の健康増進を図ることを目的に行っている事業です。

事業名	利用件数	金額 (千円)	事業名	利用件数	金額 (千円)
泊ドック	399	13,138	保育等補助	172	1,892
1日ドック	4,053	144,561	ヘルスアップセミナー(健康管理講座)	36	471
婦人健診	351	5,022	ベネフィット・ステーション	9,095	9,964
脳ドック	106	1,969	ライフプランセミナー	279	98
被扶養配偶者婦人検診	67	647	災害見舞金	0	0
宿泊施設利用補助	653	1,633	特定健診・特定保健指導諸費用	—	25,418
利用券補助	4,119	2,060	事務費	—	612
芸術鑑賞	41	19			
合 計			合 計		
					207,504

公立学校共済組合高知支部

長期給付事業

組合員又は遺族の退職（老齢）、障害及び死亡に対する年金給付を行う事業で、組合員の皆様からの保険料（又は掛金）と、地方公共団体等からの負担金を財源としています。

給付事務は全て共済組合本部で行われ、支部においては保険料（又は掛金）、負担金の収納及び標準報酬の記録管理を行っています。収納額は本部へ送金し、年金の原資に充てられています。

経 理	内 容	令和6年度の収納額	
厚生年金保険経理	厚生年金に関する経理	組合員保険料	43億3,908万6千円
		負担金	66億7,256万0千円
		その他	17万1千円
		総額	110億1,181万7千円
経過的長期経理	一元化前の旧職域部分の年金に関する経理	負担金	7,351万9千円
		その他	0千円
		総額	7,351万9千円
退職等年金経理	一元化後に新たに創設された退職等年金に関する経理	掛金	3億5,570万2千円
		負担金	3億5,570万5千円
		その他	1万1千円
		総額	7億1,141万8千円

貸付事業

組合員が住宅の取得や車の購入、結婚などのため、臨時に資金を必要とする場合に貸付けを行う事業です。

種 別	件 数	金額(千円)
一 般 貸 付	77	104,671
住 宅 災 害 貸 付	0	0
住 宅 貸 付	7	50,198
教 育 貸 付	23	47,700
災 害 貸 付	0	0
医 療 貸 付	1	1,200
結 婚 貸 付	1	1,000
葬 祭 貸 付	2	2,500
高 額 医 療 貸 付	0	0
出 産 貸 付	0	0
貸 付 金 総 額	111	207,269

宿泊事業

組合員とその家族の福利厚生のために設立された宿泊施設「高知会館」の経営実績です。昨年度に引き続き、経常損益は黒字となりました。

経 常 収 益	2億6241万7千円
経 常 費 用	2億5,885万2千円
経 常 損 益	356万5千円

部 門 別	利用人員(人)
宿 泊	7,710
会 議	45,849
宴 会	24,663
レストラン	18,392



令和6年度 決算の概要

令和6年度「互助会の決算」は、6月5日の理事会及び6月26日の評議員会で承認されましたので、その概要をお知らせします。

一般互助部 会員数及び収入、支出は、次のとおりです。

会員数 7,282人

事務局等	254人
県立大学	273人
高等学校等	2,276人
小・中学校等	4,172人
共済組合等	32人
その他	275人

給付事業

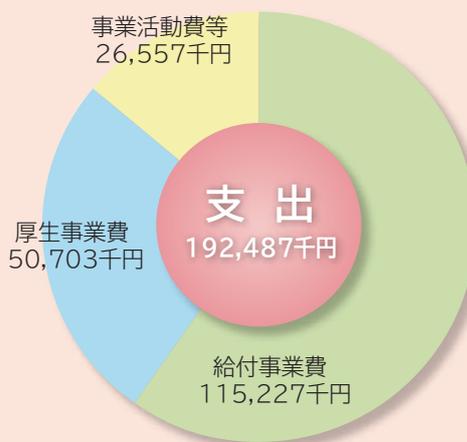
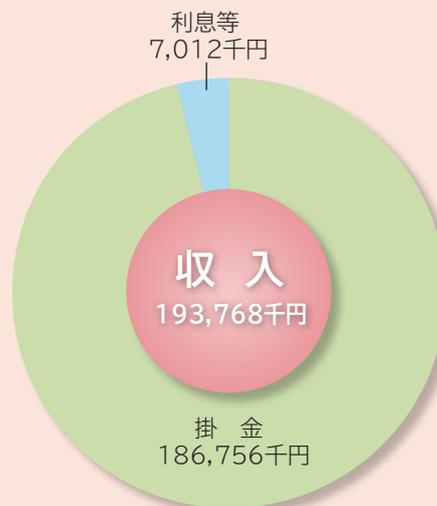
医療費補助金	71,955,600円	33,897件
家族医療費補助金	15,690,500円	7,741件
出産祝金	5,760,000円	288件
災害見舞金	0円	0件
傷病見舞金	6,400,600円	234件
死亡弔慰金	4,910,000円	184件
結婚祝金	3,300,000円	165件
退職慰労金	3,060,000円	306件
入学祝金	1,990,000円	199件
銀婚祝金	2,160,000円	108件
小計	115,226,700円	43,122件

厚生事業

人間ドック補助	39,894,816円	4,056人
海外派遣助成	150,000円	3人
広報誌等配付	1,004,385円	—
リフレッシュ助成	9,654,014円	369人
小計	50,703,215円	—

事業活動費等 26,557,444円

収入 193,768,932円
 支出 192,487,359円
 収支 1,281,573円



高知県教職員互助会

退職互助部

会員数及び収入、支出は、次のとおりです。

会員数 14,526人

現職会員	4,299人
特別会員	7,097人
特別会員の届出配偶者	3,130人

給付事業

医療費補助金	103,472,100円	43,587件
配偶者医療費補助金	17,543,175円	6,125件
弔慰金	9,772,786円	230件
脱退一時金	69,146,290円	112件
単身者一時金	19,950,157円	39件
長寿祝金	16,420,000円	667件
小計	236,304,508円	50,760件

厚生事業

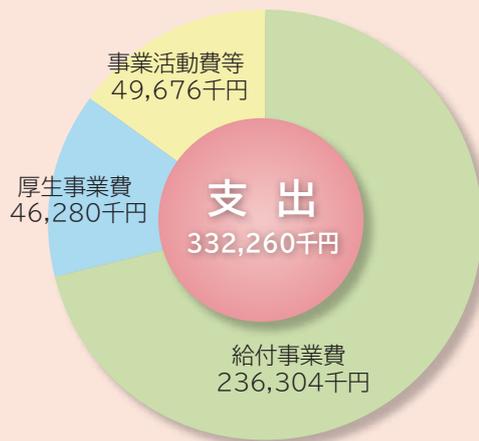
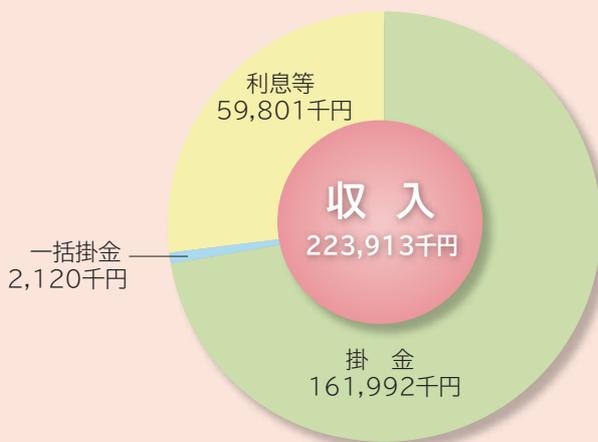
入院見舞金	18,360,000円	519件
旅行補助	3,680,000円	368件
支部活動助成	16,410,827円	—
指定宿泊施設利用補助	1,165,500円	777件
互助会館の運営事業	2,376,000円	—
「友の便り」の発行	1,584,608円	—
弔慰事業	2,220,000円	256件
サークル活動支援事業	6,930円	—
普及啓発事業	476,428円	—
小計	46,280,293円	—

事業活動費等 49,675,966円

法人会計

管理費 3,598,121円

収入 223,913,804円
支出 332,260,767円
収支 △108,346,963円



組合員番号に関する注意事項



- ◆ 共済組合に関する諸手続きの際は、6桁の組合員番号を記入することとなります。
- ◆ 職員番号が変更しても組合員番号は変更しませんので、職員番号と組合員番号が異なる場合があります。（例：臨時的任用職員から正規職員となった場合など）
- ◆ 共済組合に関する諸手続きの際に書き間違いがありますので、下記で確認して間違いのないよう記入してください。

《組合員番号の確認》

【資格確認書をお持ちの方】

資格確認書の「番号」欄を確認

【マイナ保険証をお持ちの方】

マイナポータルを確認（健康保険証→資格情報→番号）

【資格情報のお知らせをお持ちの方】

資格情報のお知らせの「番号」欄を確認



被扶養者の資格確認を行います！



今年度も被扶養者の認定状況の確認（検認※）を実施します。
これは、被扶養者が認定の要件を備えているかについて確認をするためのものです。詳細につきましては各所属所を経由して対象者に提出書類などの通知を行います。

認定要件を備えていないにも関わらず、取消しの申告が遅れると、被扶養者としての要件を欠く事由が発生した日まで遡って認定を取消し、この間に共済組合が医療機関に支払った医療費等の給付金返還が生じる可能性がありますのでご注意ください。

※「検認」は、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項の規定に基づいて年1回実施することが定められており、認定後も被扶養者の要件を欠いていないか確認することとなります。

被扶養者の認定要件を欠くこととなる主な事例

- ① 就職（健康保険の適用あり）した場合（収入が認定基準額未満でも取消となります。）
- ② 年額130万円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は年額180万円以上）の収入を得ることとなった場合（年額は連続する12ヶ月間で判断します。）
- ③ アルバイト・パート等の収入（交通費・賞与等の手当を含む）が、3ヶ月連続して月額108,334円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は月額150,000円以上）となった場合※当初から認定基準額（月額108,334円または150,000円未満）を超えることが見込まれている場合は、その月の初日又は就職日から取消となります。
- ④ 不動産、営業、事業、農業収入等の収入を確定申告した際に年額130万円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は年額180万円以上）の収入となった場合。
（不動産、営業、事業、農業等）収入 - 必要経費（※） \geq 130万円（180万円）
（※）必要経費は税法上のものと異なるため、次からご確認ください。
公立学校共済組合高知支部HP → 福祉事務の手引 → 1組合員資格
- ⑤ 月額3,612円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は月額5,000円以上）の雇用保険の失業給付を受給し始めた場合
- ⑥ 別居している被扶養者への送金額が不足していた場合
※②及び③については、事業主が一時的な収入変動であると証明した場合（証明書等の提出が必要）、継続して認定できることがありますので、詳しくは、所属所へ送付する通知を確認してください。

【組合員番号・被扶養者資格確認についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

傷病手当金について

「傷病手当金」とは？

組合員が公務によらない病気または負傷により療養のため労務不能となり、その結果、所得の喪失または減少があった場合に、これを補填し生活の安定を図り療養に専念していただくことで、組合員の早期の職場復帰を図るものです。

「いつから（支給開始日）、どのくらいの期間（支給期間）」支給されるの？

【支給開始日】

引き続き勤務に服することができなくなった日以後3日を経過し、報酬の全部または一部が支給されなくなり、傷病手当金給付日額が報酬日額を上回ったときから。

短期組合員（臨時的任用職員や会計年度任用職員等）も上記支給要件を満たしている場合は請求が可能です。

【支給期間】

1年6か月間支給されます。引き続き労務不能の場合は、「傷病手当金附加金」が6か月間支給されます。（退職後は附加金の支給はありません。）



同一の傷病について障害年金を受けることになった場合は、傷病手当金は年金額によって調整されます。遡って年金が支給され、傷病手当金の支給期間と重複する期間がある場合は、すでに支給を受けた傷病手当金の一部を返還していただきます。

〈トピック〉

○組合員資格喪失後も受給できる場合があります！（1年以上の組合員期間がある方のみ）

①在職中に傷病手当金の支給が開始された方

在職時と同一の傷病により引き続き労務不能の場合、1年6か月間の支給期間から支給済みの期間を除いた残期間が支給の対象期間となります。

②在職中は傷病手当金日額＜報酬日額であったため、支給が開始しなかった方

在職時と同一の傷病により引き続き労務不能の場合、退職日の翌日から1年6か月間が支給の対象期間となります。

※上記②の方は退職日にご注意下さい。（以下の例の場合は傷病手当金の支給要件を満たしません！）

（例）3月29日～31日まで傷病により勤務に服することができず、31日に退職した場合
→3月31日時点は傷病により勤務できない状態の3日目であり3日経過した状態ではないため
傷病手当金の支給要件を満たさない。

★お気をつけください★

○組合員資格喪失後に家族の被扶養者となることを希望する場合

組合員資格喪失後の給付は他の健康保険の被保険者になった場合は受けることができません。一方、被扶養者の場合は該当しないため、給付を継続することができます。

しかし、傷病手当金は被扶養者としての恒常的な所得に見なされる場合があるため、被扶養者でありながら傷病手当金を受給することが可能か、家族の加入する医療保険者に確認する必要があります。

知っておきたい標準報酬制

毎年1回実施する「定時決定」と昇給・昇格などによって報酬の額が大きく変動したとき行われる「随時改定」について説明します。

定時決定

組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年、標準報酬月額を決定します。この決定を「**定時決定**」といいます。

●定時決定の対象となる方

毎年7月1日において、組合員である方（休業・休職中の方を含みます。）

ただし、次の方は、その年の定時決定を行いません。

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

●算定方法

原則、4月、5月、6月の3か月間の報酬（※1）の平均により、標準報酬月額を決定します。

定時決定の例



※1 算定の対象となる「報酬」は、給料や諸手当など、地方公共団体等から労働の対償として受けるすべてのものになります。

※2 等級は短期給付の等級を例示しています。（以下の例も同じです。）

●定時決定の適用時期

原則として、その年の9月から翌年8月まで適用されます。

ただし、10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます。

種類	決定の時期	適用期間
定時決定	9月	9月から翌年の8月まで

●定時決定の保険者算定

業務の性質上、4月から6月までが繁忙期（又は閑散期）にあたり、通常の決定方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、前年7月から当年6月までの報酬の月平均額報酬額（以下「年間報酬の平均」といいます。）により標準報酬を決定することができます。この決定を行うためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬と、年間報酬の平均によって算定した標準報酬との間に、2等級以上の差があること。
- 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- 年間報酬の平均で標準報酬を算定することについて、組合員が所属する所属所長の申立及び組合員本人の同意（注）があること。

注：所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。

様式は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#) → [各種様式ダウンロードコーナー](#)（様式第1-3号及び1-4号）からダウンロードすることができます。



随時改定

昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく高低を生じた場合は、実際に受けている報酬と決定されている標準報酬月額との差が大きくなります。この差を解消するために標準報酬月額を改定します。この改定を「**随時改定**」といいます。

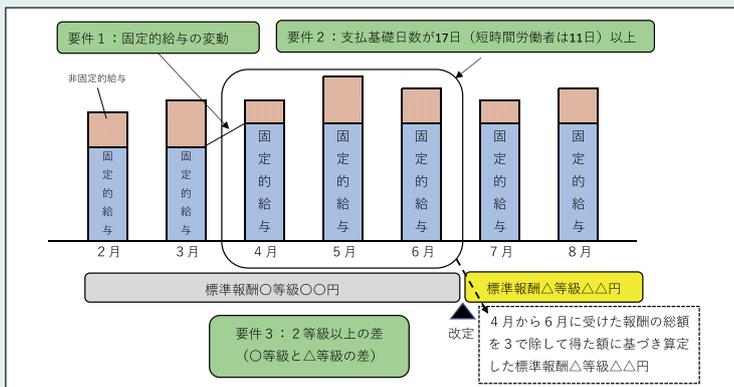
●随時改定を行う条件

随時改定は、次の1から3までの要件をすべて満たしたときに実施します。

要件1	昇給・降給等により「前月に対し当月の固定的給与（※1）に変動」があること 又は「給与体系の変更」があること
要件2	変動月（※2）から継続した3か月間の各月の支払基礎日数が17日（短時間労働者（4分の3未満）は11日）以上であること
要件3	「変動月から継続した3か月間の報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定した標準報酬の等級」と「既に決定又は改定されている標準報酬の等級」に2等級以上の差があること（※3）

- ※1 勤務実績に関係なく、毎月一定額が支払われるもの（基本給（給料表の給料月額）、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当など。）
- ※2 実際に変動後の固定的給与が支払われた月をいいます。（例：10月25日に子供が生まれ、扶養手当が11月から支給される場合は、11月が変動月となります。）
- ※3 休職等による一時的な固定的給与の変動は随時改定の対象とはなりません。月の途中で変動があった場合は、翌月が変動月となります。

随時改定のイメージ (4月から固定的給与が変動した場合)



●随時改定の改定期期と適用時期

随時改定により改定した標準報酬は、毎年行われる定時決定が適用となる直前（8月）まで適用されます。ただし、随時改定が7月から9月までのいずれかの月から行われた場合は、その年の定時決定は行われず、随時改定により決定した標準報酬が翌年8月まで適用されます。

種類	決定・改定の時期	適用期間	
随時改定	固定的給与に変動があった月から4か月目	1月～6月	その年の8月まで
		7月～12月	翌年の8月まで

●随時決定の保険者算定

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合で通常の随時改定の方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、『昇給（降給）月以後の継続した3か月間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月と昇給（降給）以後の継続した3か月間に受けた非固定的給与の平均額を加えた額（以下「年間報酬の平均」といいます。）』を基に算定した標準報酬月額に（随時）改定することができます。（注：所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。）

ただし、当該保険者算定は定期昇給や昇格による固定的給与の変動と業務の性質上、例年、時間外手当が増える時期が重なったことに伴う随時改定に適用されるものとなりますので、単に固定的給与（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が変更になったことや、単年度で実施される給与改定に伴い随時改定となった場合は対象外となります。

様式は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#) → [各種様式ダウンロードコーナー（様式第1-10号及び1-11号）](#) からダウンロードすることができます。

医療機関等で保険診療を受けるとき



令和6年12月2日以降、組合員証及び被扶養者証の交付が終了し、**マイナ保険証**を基本とする制度に移行しております。

マイナ保険証を利用して、医療機関等を受診する場合(※1)、保険診療については、窓口で高額療養費の自己負担限度額以上の支払いが不要となります。(高額療養費の自己負担限度額には区分があり、組合員の標準

報酬月額により決定されます。)

なお、マイナ保険証をお持ちでなく、窓口での支払額を高額療養費の自己負担限度額までにされたい場合、事前に「**限度額適用認定証**」の交付申請手続きが必要(※2)となります。

※1 医療機関等によってはマイナ保険証に対応していないところもあります。

※2 詳細は [公立学校共済組合高知支部のホームページ](#) → 「福祉事務の手引」 → 「(手引3)短期給付」 → 「病気やけがをしたとき」の(7)高額療養費 をご覧ください。

なお、様式は、[同じく 当支部ホームページ](#) → 「各種様式ダウンロードコーナー」 → 「3.短期給付」 からダウンロードできます。

【注意】 前年が住民税非課税の場合、届出書類が異なりますのでご注意ください。

マイナ保険証等を持たずに医療機関等を受診したとき

* マイナ保険証等を持っておらず、医療機関で全額自己負担することとなった。

* 資格の切替手続き中に医療機関を受診し、全額自己負担した。

よくあるお問い合わせ



マイナ保険証(資格確認書等を含む)を持っていないとき、手続き中で資格確認ができなかった等の理由により医療費の全額(10割)を窓口で支払った場合、公立学校共済組合高知支部へ請求することにより、保険適用分の医療費のうち7割または8割が療養費等として給付されます。

請求される際は、所属所長を経て共済組合へ「療養費等請求書(様式3-4号)」に必要書類(領収書(保険診療点数等が表記されているもの)等)を添付してご提出ください。

詳しくは、[公立学校共済組合高知支部のホームページ](#) → 「福祉事務の手引」 → 「3.短期給付」 をご覧ください。(※様式は、[同じく 当支部ホームページ](#) → 「各種様式ダウンロードコーナー」 → 「3.短期給付」 からダウンロードできます。)

【共済組合短期給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

柔道整復師の施術内容に関する照会にご協力ください

公立学校共済組合では「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容点検を行い、療養費の適切な支給に努めています。

柔道整復師(整骨院・接骨院)で施術を受けられた組合員、又は被扶養者に対して施術内容等を尋ねる照会文書を送付することがあります。

内容点検業務を委託している会社(株式会社メディブレーン)から、照会文書が届いた場合は、覚えている範囲で差し支えありませんので、回答にご協力をお願いします。



- ◆ 施術を受けられた方全員に照会するものではありません。
- ◆ 照会文書は施術を受けられてから概ね2か月経過してから送付します。
- ◆ 施術内容の照会により知り得た個人情報、施術内容の点検及び共済組合の事務処理以外には使用しません。
- ◆ 施術を受けられた際には、負傷部位、施術内容、施術日の記録や領収書を保管するなど、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。

※ 柔道整復師から施術を受ける場合

○ マイナ保険証等を使用できます	× マイナ保険証等を使用できません
<ul style="list-style-type: none"> ● 骨折、脱臼、打撲、捻挫等(肉ばなれを含む)で医師や柔道整復師からの診断がある <ul style="list-style-type: none"> ※ 骨折と脱臼は、応急手当の場合を除き、予め医師の同意が必要です。 ● 骨、筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしているもの (例) 荷物を持ち上げる際に腰に痛みが出た。 転倒して膝を打った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 慢性的な疲労、肩こり、腰痛等 ● スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛 ● 症状の改善がみられない長期の施術 ● 同一の傷病について、保険医療機関で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受けている ● 同一の傷病について、数ヶ所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けている ● 脳疾患後遺症等の慢性病

治療のため、医師の指示により装具を購入したとき

よくあるお問い合わせ



- * 捻挫して、治療のため足の装具を購入した。
- * 被扶養者の子供が弱視のため治療用メガネを作成した。

医師が治療上必要であると認めて、医師の指示により治療用装具を購入した場合、公立学校共済組合高知支部へ請求することにより、支給基準に基づき療養費等が給付されます。

請求される際は、所属所長を経て共済組合へ「療養費等請求書(様式3-4号)」に必要書類(領収書・治療用装具製作指示装着証明書等)を添付してご提出ください。

詳しくは、公立学校共済組合高知支部のホームページ → 「福祉事務の手引」 → 「3. 短期給付」をご覧ください。(※様式は、同じく 当支部ホームページ → 「各種様式ダウンロードコーナー」 → 「3. 短期給付」からダウンロードできます。)

【共済組合短期給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

障害厚生年金について

障害厚生年金は、病気やケガにより、日常生活に支障をきたすような障害状態になったときに支給される年金です。

なお、平成27年10月以降、障害厚生年金は在職中であっても支給されますが、経過的職域加算額^(注)部分については、組合員である間は支給停止となります。

(注)経過的職域加算額は、平成27年9月以前の組合員期間に初診日があるときに対象となります。

1 受給要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 厚生年金被保険者期間に初診日(※1)があること
- (2) 保険料の納付要件を満たしていること
- (3) 障害認定日(※2)または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること【障害等級は身体障害者手帳等の等級とは異なります。】

※1 「初診日」 ⇒ 傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

※2 「障害認定日」⇒原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日

●特例症例

初診日から1年6か月を経過する前に次の状態になったときは、それぞれ定められた日が障害認定日になります。

- | | |
|---|------------------------------------|
| ①喉頭を全摘出した | ⇒ その日 |
| ②人口骨頭、人工関節を挿入、置換した | ⇒ その日 |
| ③肢体を離断、切断した | ⇒ その日 |
| ④脳血管障害による機能障害 | ⇒ 初診日から6か月を経過した日以後
(固定と認められた場合) |
| ⑤在宅酸素療法を受けている | ⇒ 開始した日(常時使用の場合) |
| ⑥人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)を装着した | ⇒ その日 |
| ⑦心臓移植、人工心臓・補助人工心臓を装着した | ⇒ その日 |
| ⑧CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した | ⇒ その日 |
| ⑨胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトを含む)を挿入置換した | ⇒ その日 |
| ⑩人工透析療法を受けている | ⇒ 透析開始日から3か月を経過した日 |
| ⑪人工肛門を造設、尿路変更術を受けた | ⇒ その日から6か月を経過した日 |
| ⑫新膀胱を造設した | ⇒ その日 |
| ⑬遷延性植物状態である | ⇒ 状態に至った日から3か月を経過した日以後 |

●事後重症制度

その傷病の障害認定日時点では障害等級1～3級に該当しなかったが、その後、症状が進行し、65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級に該当する障害状態と認定されたときは、その時点から障害厚生年金を請求できます。

2 請求手続きの流れ

まずは障害程度の認定を受ける必要がありますので、ご自身で気にかかる傷病等がある場合は、初診日と傷病名等をご確認のうえ、公立学校共済組合高知支部共済班(電話:088-821-4813)へご連絡ください。

障害厚生年金の請求の対象となる方は、厚生年金被保険者期間に初診日がある方です。

障害厚生年金の請求にあたっては、必ず初診日の確認が必要となります。



「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付します

被用者年金制度の一元化(平成27年10月1日施行)に伴い、制度改正前の共済年金における3階部分(職域部分)は廃止され、新たに「年金払い退職給付(正式名称:退職等年金給付)」が創設されました。

年金払い退職給付は、原則65歳の請求時に給付算定基礎額^(注)を基に決定されます。

この給付算定基礎額に関する情報をお知らせするため、送付対象者となる方に「**年金払い退職給付の算定基礎額残高通知書**」をご自宅へ圧着ハガキで送付します。

(注) 毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じた額(付与額)を利息とともに積み立てた額

- **送付対象者**：組合員(今年度採用の方および短期組合員を除きます。)
- **送付時期**：毎年7月下旬
- **お知らせする内容と通知書見本**：直近1年間の給付算定基礎額残高等の情報

料金後納郵便

101-0062
東京都千代田区
神田駿河台2-9-5

公立 太郎 様

00000001 00000001
000010000 0000010000

大切なお知らせ

開封前にお名前をご確認ください。
受取人の方がお住まいでない場合には、お手数をおかけしますが、「郵便局」「配達した」等をご記入の上、開封せずにそのままポストに投函してください。

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先 【令和6年度末残高】

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
https://www.kouritu.or.jp/
電話 03-5259-1122
受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時から午後5時30分まで
※開通電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。
※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするための録音させていただきます。ご理解くださいますようお願いいたします。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

受給権発生(65歳)時点の年金額

退職年金は、1年以上引き続く組合員期間(平成27年10月1日をまたいで引き続く組合員期間も対象になります。)を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに、平分为有期退職年金、平分为終身退職年金として支給されます。
なお、有期退職年金は20年(10年)での受給または一時金として受給することができます。

1 有期退職年金の額(年額)

(1) 20年または10年で受給する場合
 $給付算定基礎額残高(9) \times 1/2 (※1) + 有期年金現価率(※2)$

(2) 一時金で受給する場合
 $給付算定基礎額残高(9) \times 1/2 (※1)$

2 終身退職年金の額(年額)

$給付算定基礎額残高(9) \times 1/2 (※1) + 終身年金現価率(※3)$

※1 組合員期間が10年未満の場合は1/4になります。
※2 有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます^(※)。
<参考> 受給権発生(65歳)時点の有期年金現価率
・20年で受給する場合…
・10年で受給する場合…
※3 終身年金現価率は、年齢に応じて定められます^(※)。
<参考> 65歳時点での終身年金現価率…
(60歳… 70歳…
(注) ※2及び※3の現価率は、令和6年10月～令和7年9月の率であり、毎年10月に改定されます。

年金額の算出に用いる現価率は毎年10月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができません。

※詳細は当共済組合ホームページ「年金払い退職給付のしくみ」をご覧ください。

ご自身で年金額の試算ができます。

通知書に掲載されている『受給権発生(65歳)時点の年金額』の項目をご覧ください。

【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813